

令和2年第1回
笠置町議会臨時会会議録

令和2年3月30日

京都府相楽郡笠置町議会

令和2年第1回（臨時会）

笠置町議会 会議録

招集年月日	令和2年3月30日 月曜日						
招集場所	笠置町議会会議場						
開閉の日時 及び宣告者	開 会	令和2年3月30日 13時00分			議長	杉岡義信	
	散 会	令和2年3月30日 15時22分			議長	杉岡義信	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 7名 欠席 0名
	1	西岡良祐	○	5	欠 員		
	2	西 昭夫	○	6	松本俊清	○	
	3	向出 健	○	7	大倉 博	○	
	4	田中良三	○	8	杉岡義信	○	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の 職 氏 名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席 10名 欠席 0名
	町 長	西村典夫	○	商工観光 課長兼総 務財政課 担当課長	小林慶純	○	
	副 町 長	青柳良明	○	建設産業 課 長	石川久仁洋	○	
	職員力向上 担当参事兼 税住民課長 事務取扱	前田早知子	○	人権啓発 課 長	増田好宏	○	
	総務財政 課 長	岩崎久敏	○	税住民課 担当課長	石原千明	○	
	保健福祉 課 長	東 達広	○	保健福祉課 担当課長	大西清隆	○	
職務のため 出席した者 の 職 氏 名	議会事務 局 長	穂森美枝	○	議会事務 局 次 長	草水英行	○	
会 議 録 署 名 議 員	2 番	西 昭 夫		3 番	向 出 健		

議 事 日 程	別紙のとおり
会 議 に 付した事件	別紙のとおり
会議の経過	別紙のとおり

令和 2 年 第 1 回 笠 置 町 議 会 会 議 録

令和 2 年 3 月 30 日～令和 2 年 3 月 30 日 会期1日間

議 事 日 程

令和 2 年 3 月 30 日 午後 1 時 00 分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 副議長選挙の件
- 第 4 加茂笠置組合議会議員選挙の件
- 第 5 相楽東部広域連合議会議員選挙の件
- 第 6 議案第23号 令和元年度笠置町一般会計補正予算（第10号）の件
- 第 7 議案第24号 令和元年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第4号）の件
- 第 8 議案第25号 令和元年度笠置町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件
- 第 9 決議第1号 新型コロナウイルス感染症対策の迅速かつ総合的な取組を求める決議
- 第10 発議第1号 新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書
- 第11 閉会中の継続調査の件

開 会 午後1時00分

議長（杉岡義信君） 皆さん、こんにちは。

世界各国において大流行しております、新型コロナウイルス感染症につきましては、京都府内においても感染者が増加してまいりました。皆様におかれましては体調管理をしっかりといただき、予防対策を心がけていただきますようお願いいたします。議場及び傍聴席においては、マスクの着用を可としております。また、発言者の着用も許可しておりますが、聞きとりやすいように発言くださいますようお願いいたします。

ただいまから令和2年第1回笠置町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

議長（杉岡義信君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番議員、西昭夫君及び3番議員、向出健君を指名します。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員をお願いをいたします。

議長（杉岡義信君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 異議なしと認めます。会期は本日1日間に決定しました。

なお、議会運営上、議会運営につきまして、今臨時会において不穏当な発言があった場合には、後日、会議録を調査して善処いたします。

議長（杉岡義信君） 日程第3、副議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

議長（杉岡義信君） ただいまの出席議員は7人です。

次に立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に西昭夫君と向出健君を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配布)

議長(杉岡義信君) 念のため申し上げます。投票は単記無記名です。白紙は無効とします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

議長(杉岡義信君) 異常なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順番に投票をお願いします。

(点呼、投票)

議長(杉岡義信君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。西昭夫君及び向出健君、開票の立ち合いをお願いします。

(開票)

議長(杉岡義信君) 選挙の結果を報告します。

投票総数7票、有効投票7票、無効投票0票。

有効投票のうち、田中良三君3票、大倉博君4票。以上のおりです。

この選挙の法定得票数は2票です。田中良三君、大倉博君がこれを超えております。したがって、大倉博君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

議長(杉岡義信君) ただいま副議長に当選されました大倉博君が議場におられます。会議規則第33条第2項によって当選の告知をします。副議長就任のご挨拶をお願いします。

副議長(大倉博君) ただいま議員各位のご推挙によりまして、笠置町議会副議長を就任することになりました。

議長と共に公正で厳正な議会運営に努めます。

今後とも議員各位によりまして、皆様方のあたたかいご支援により議会運営を進めてまい

りたいと思います。簡単措辞ではございますが、副議長就任のご挨拶といたします。ありがとうございました。

議長（杉岡義信君） 副議長選挙に伴いまして、5番大倉博君の議席を7番議席に変更します。
これより暫時休憩します。

休 憩 午後1時18分

再 開 午後2時09分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

議長（杉岡義信君） 日程第4、加茂笠置組合議会議員選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。指名方法については議長が指名することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

加茂笠置組合議会議員の選挙に西岡良祐君を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました西岡良祐君を加茂笠置組合議会議員の選挙の当選人と定めることに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました西岡良祐君が加茂笠置組合議会議員に当選されました。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。当選のあいさつは省略します。

議長（杉岡義信君） 日程第5、相楽東部広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。指名方法については議長が指名することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

相楽東部広域連合議会議員の選挙に田中良三君を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました田中良三君を相楽東部広域連合議会議員の選挙の当選人と定めることに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました田中良三君が相楽東部広域連合議会議員の選挙に当選されました。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。当選のあいさつは省略します。

議長（杉岡義信君） 日程第6、議案第23号、令和元年度笠置町一般会計補正予算（第10号）の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第23号、令和元年度笠置町一般会計補正予算（第10号）の件について提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出総額16億5,300万6,000円に歳入歳出それぞれ381万3,000円を追加し、歳入歳出総額を16億5,681万9,000円とするものでございます。

歳出の主なものは、民生費で介護保険特別会計繰出金として43万8,000円、後期高齢者医療特別会計繰出金として332万7,000円を計上しております。これは保険給付費の実績見込みや、過年度療養給付費負担金の精算額確定に伴う増額補正でございます。

歳入の主なものは、子ども子育て支援臨時交付金102万3,000円や財政調整基金繰入金274万2,000円を計上しております。御審議のうえ、御承認を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） それでは、議案第23号、令和元年度笠置町一般会計補正予算

(第10号)の件について説明させていただきます。

総務財政課からは歳入と総務財政課所管の予算について説明させていただきます。

説明に入ります前に4ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費補正ということで笠置町高度情報ネットワーク設備改修業務につきまして、令和2年度に繰り越して事業を実施するものとして追加しております。

それでは、まず8ページをお願いいたします。

歳入の方から説明させていただきます。

14款府支出金、2項府補助金、2目民生費府補助金では、102万3,000円の増額補正をしております。令和元年10月1日に開始した幼児教育保育の無償化に係る地方負担について、令和元年度は全額国費による対応されることから計上させていただいております。

16款寄附金、1項寄附金、2目指定寄附金につきましては、ふるさと納税をいただきました指定寄附金として4万8,000円を計上しております。

続きまして総務財政課所管の歳出について説明させていただきます。9ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、3目財政管理費では、ふるさと納税をいただきました4万8,000円を、ふるさとづくり基金として積み立てるため補正計上しております。

以上、総務財政課所管のものについて説明を終わらせていただきます。

議長(杉岡義信君) 保健福祉課担当課長。

保健福祉課担当課長(大西清隆君) 失礼いたします。

保健福祉課が所管します歳出予算につきましてご説明させていただきます。

9ページをご覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費で376万5,000円計上しております。繰出金で介護保険特別会計繰出金43万8,000円を計上しております。これにつきましては、保険給付費と事務費に係るものでございます。後期高齢者医療特別会計繰出金といたしまして332万7,000円計上しております。これにつきましては、平成30年度精算金に係るものでございます。

保健福祉課が所管します歳出予算につきましては以上でございます。

議長(杉岡義信君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。大倉君。

7番(大倉 博君) 7番、大倉です。

4ページの高度情報の関係ですけれども、昨年9月議会で移行計画いただいた中によると、

令和元年9月の補正でも、令和2年3月31日まで更新作業完了の目途があるので事業を進めているとあります。われわれ議員はそういうかたちで、9月議会ということで9,000万円余りの金が出た、そこで賛成されたのではないんですか。そこで2点お聞きします。

そういったことを言っているのに、なぜ9,000万円余りが繰り越されるのか。南山城村と同様に実施されたことは1月末の報道発表のとおりです。

そしてもう1点は、令和2年度の一般会計予算で2月19日提出ですね。これが9,000万円余りが計上され、トータル1億8,000万円ですね。その時点で、2月提出議会の予算のところで、今ではなしに、繰り越しがその時にはできなかつたんですか。その2点、お聞きします。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

4ページに記載させていただいております繰越明許の御質問でございます。

当初、皆様にお世話になりまして今年度9月補正ということで計上させていただき、その当時のスケジュールによって進めていく工程を示しておりました。ただ、機器の購入がコロナの影響等で遅れ、今年度支出ができなくなり、全額を繰り越しさせていただいたということでございます。こちらにつきましては南山城村とも同じように全額繰り越しということで対応させていただいております。

当初、このスケジュールが若干遅れておりますが、令和3年3月末をもって民間移行し、新たな年度から新しい制度に則って、テレビとかを提供することになっておりますので、こちらの方はスケジュールを縮めながらもできるようにさせていただきたいというふうに努力させていただいております。

もう1点でございますが、当初2月の時に金額が計上できなかったのかというところの御質問でございますが、何かしら努力をして事業を進め、機器の購入等も考えていたのですが、結局それができなく、今回のこの議会の中で繰り越しのご説明をさせていただいたということで、大変遅くなって申し訳ございませんが、これから善処してまいりますのでご理解のほど宜しくお願いいたします。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

7番（大倉 博君） 7番、大倉です。

1 番の問いにコロナの影響で伸びたとおっしゃったけど、南山城村は1月28日にもう協定を結ばれているんです。なぜ遅れたかということをお聞きしているんですけれども、コロナの影響、村も影響あるんじゃないですか。なぜそういったことを言われるんか、わかりませんけれども。どうですか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

言葉足らずで申し訳ございませんでした。事務につきましては村さんのほうは協定書を結び、説明会を行っております。笠置町の方といたしましても、説明の時期が同時期になると、なかなか先方事業者の予定もありますので、そこは若干遅らせて、まずは制度の説明を住民様の方にさせていただきたいというのがまず第一でありますので、そこは時間をずらさせていただいたということでございます。

私がコロナと申しましたのは、機器の購入のところで一部部品等が入ってこないというところがございましたので、そういった機器の購入が今年度できなかったというところの説明をさせていただきました。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。松本君。

6 番（松本俊清君） 6 番、松本です。

大倉議員と同じように、4 ページのネットの繰越金についてお尋ねいたします。大倉議員も発言されてますが、9月に補正を組んだんですね。違うんですか。予算が出るということはいろいろな問題が、作って、そして予算が出てくるわけです。そういう中で半年以上放っておかれると。これの原因は何だったのか。そういう点、どこまで動いてどうなったのか。そして、今回、明許の繰越金には地方自治法第220条に該当するんですか。どうなんですか。その点、ちょっと説明お願いします。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） ただいまの松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほど来、事業の進捗の遅れというものがあまして大変申し訳ございません。現在、事業者との中での事務的なことでありますが、そちらの方は順次進めて、事業の実施内容については進めております。ただ、例えばケーブルを入れ替えるとか、そういった機器の購入等、そこの辺りの動きというものができておりません。

あともう1点、先ほどおっしゃいました地方自治法第220条第3項のところでございますが、笠置町の財務規則にも記載しております。その財務規則のもとになっているのが地方自治法第220条の第3項の中身でございます。笠置町の財務規則に明記しておりますので、その明記の内容のもとになっております第220条の第3項、繰越明許費の金額を除くほか、毎年度、会計年度の歳出予算の経費の額は、これを翌年度において使用することができない。ただし、歳出予算の経費の金額のうち、年度内に支出負担行為をし、避けがたい事故のため年度内に支出が終わらなかったものにつきましては繰り越し使用することができるというのが地方自治法に明記されておまして、こちらを根拠として繰り越しというふうにさせていただいております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 6番、松本です。

今、説明願った地方自治法第220条第3項、この説明は私もわかっています。しかし第3項となれば事故繰越のかたちになるんです。違うんですか。それは9月に予定を組まれて、材料が入ってこない、そういう理由で第220条第3項に該当するというで繰り越しをされたということですか。どうなんですか。この事業については1年でできるわけはありません。だから第212条に該当すると思うんですけど、事故的なこととは何だったのか。6カ月間放っておかれた。予算組んで放っておかれた理由を聞きたいんです。わかりますか。9月の時にいろいろ説明されています。しかしその順序はどこまで進んで、どこに問題があったのかということをもう少し詳しく説明してください。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） 失礼いたします。松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

繰り越しということですので、笠置町の財務規則、1588ページに第21条というものが載っております。そちらの方に繰り越しの内容が記載されており、その繰り越しをするに当たしまして、松本議員おっしゃった地方自治法第220条、また施行令等の内容が記載されております。

当方といたしましては、今年度、先ほど来ご説明させていただきましたが、工事をスムーズに、機器等を購入しながら進む、そのことにおきまして補助金というかたちで出させていただく予定をして、当初予算を計上させていただきました。今年度、先ほどのような部品が入ってこないという理由もあり、事務的な進み具合というところがこちらのほうで若干遅れ

気味であったというところで、今年度といたしましては支出に至るような事業の中身になりませんでしたので、この事業を来年度に繰り越して実施させていただきたいということで、今回の明許繰越ということで追加させていただいております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） 失礼します。松本議員の御質問、若干、小林課長の方から説明させてもらった繰越明許費について補足説明をさせていただきます。

地方自治法につきましては第213条におきまして繰越明許費について書いてあります。そこには歳出予算の経費のうち、その性質上、または予算成立後の事由に基づき年度内にその支出が終わらない見込みのあるものについては、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越して使用することができる。

第2項におきましては、前項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、これを繰越明許費とするというふうに説明があります。

また、自治法の施行令におきまして第146条には、地方自治法第213条の規定により翌年度に繰り越して使用しようとする歳出予算の経費については、当該経費に係る歳出に充てるために必要な金額を当該年度から翌年度に繰り越さなければならない。第2項について、普通地方公共団体の長は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときには、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならないというふうに書かれております。

また、もう少し説明させていただきますと、事業の性質上、何らかの事情で年度内に支出が終わらない見込みがある経費について、翌年度に繰り越して使用することができるように議会の議決を経て定める予算のことを繰越明許費というようなかたちで、笠置町については今回、担当課の方から説明させてもらったように翌年度へ繰り越して使わせていただきたいということで計上させていただいているものでございます。以上です。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 6番、松本です。

いろいろ総務財政課長から説明願ったんですけど、そこまで言われるんでしたら、もう1度説明してもらいたいんですけど、地方自治法第148条にはどう謳ってあるんですか。見られて報告されるだけですか。こっちは調べてわかっていますから。返答はいいんです、しかし小林課長から補足でそうされていますけど、そこまで調べて財政課長は私に説明されたのかどうかを聞きたいだけです。地方自治法第148条については聞きませんので。

しかし、こういう問題については非常に断続してする行為です。また、予算取ったときには、南山城村、あそこと合同でやるというような大きなピーアールがあったんですよ。しかし新聞報道のとおり、向こうは契約しているんです。その時点で何故、先ほど言いました地方自治法第220条の返答がなかったのか、私はそこに疑問を感じるんです。その点どうだったかというのを財政課長返事できますか、企画担当として。これは笠置町にとって、大きいビジョンです。その点どうですか。商工観光課じゃなく企画担当として一言返答お願いします。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

松本議員おっしゃる地方自治法第220条につきましては、予算の執行及び事故繰越のことについて説明させていただいてます。今回についてはあくまでも明許繰越ということですので、先ほど説明させてもらった第213条が該当するのかなというふうに考えておりますので、どうぞお願いいたします。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

繰越明許費の話が出てますけども、これ9月補正で出てたやつを全額繰越明許するという事で、今、いろいろ質問が出ているわけです。それに答えてもらったらいいいわけです。

私が質問したいのは、高度情報設備、設備の譲渡が発生するんです、この事業は。それから補助金の交付も起こります。これは当然議決事項です。それが全然議会にまだ上がってない。

南山城村は協定を結ばれました。これは2月の議会でも指摘されているけども、笠置町はまだやったということで、今日も全員協議会で確認すると、今月にしますという答弁があって、今月にする言うたら、協定書出来てるか言うたらもらったわけやけども、この内容で協定して問題ないんですか。笠置町長西村典夫となっておりますけど、町長明日で終わりでしょう。これいつ結ばれるんですか。町長は内容も全部確認されてるんですか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） 西岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

協定書、また覚書等、そういった一連の関係の手続きの件でございます。先ほどご説明させていただいていましたとおり、再度協定の中身、また譲渡する笠置町の資産の中身、

そういったことをまた別の場をもちましてご説明をさせていただき、内容を分かりやすく説明させていただきたい。その流れを以ってこの事業をスムーズに進めさせていただきたいと考えておりますので、御協力のほどどうぞよろしくお願いいたします。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1 番（西岡良祐君） 1 番、西岡です。

ということは協定書は新町長の名前で協定書を結ぶんですか。どうなるんですか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） ただいまの西岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほどもご説明させていただきましたように、先ほど繰り越しの金額とは別とは申しませんが、事業の進め方、協定書の中身、そういったものは再度皆様にご説明させていただきまして、内容を検討させていただきたいと考えております。その場を持ちまして、その事務を経まして決済、そして協定書というところになりますので、その時の決裁権者によって協定というものが結ばれるというふうに考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1 番（西岡良祐君） 1 番、西岡です。

ということは議長、臨時会開くんですか、また。これは議決事項ですよ。この協定書の中身、我々理解してないと、了解してないとあかんと思います。どうするんですか。そうでないとまたいこいの館のようなこと起こりますよ。

議長（杉岡義信君） 臨時会開く要請を出すのか。こちらからは何も言われない。

（「協定書は議決事件でないとして、財産処分に関しては議決事件ですので、それが必要となった段階で、定例会の場合もありますし臨時会に提案する場合があります」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） ここで答弁してください。副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの西岡議員の御質問にお答えをさせていただきます。

協定書というものの性格なんでございますけれども、これは笠置町議会の議決を要する契約に相当するのかどうかというところがあると思っておりますが、今のところ議会事務局との間では、これはそういう性格のものではなく、あくまで仕事を進めるうえでの一定の約束事を書いてあるというふうに理解をしております。ただ、この内容を事前に議会の方に説明をせずに作業を進めていくというのはやはり問題がございます。そしてこの内容に財産の処

分であったり、補助金を交付するという内容が含まれておりますので、協定書自体が議決を要するかどうかというのは改めて議会事務局と協議いたしますが、この協定書の中に謳っております工程の中の財産の無償譲渡の段階は当然議会の議決が必要でございますし、また負担金を支出するという場合も、これも議決事件として扱う工事の請負になるのか、あるいはそれに相当するのであるのかというところの金額や内容で判断をさせていただきたいと思っておりますので、今、申し訳ございませんがこの協定書の扱いにつきましては少し検討をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1 番（西岡良祐君） 1 番、西岡です。

副町長、今言わはったように協定書の第5条ですか、設備の譲渡、甲が所有する高度情報ネットワーク設備を乙へ譲渡するものとし、それに関する事項、具体的条件については甲乙協議のうえ別に定めるとなってます。ということは、譲渡すると謳っているんですよ。議決いるに決まっているじゃないですか、こんな大事なやつ。設備だけやなしに、高度情報ネットワーク自体を民間移行することについてでも確実に議決いりますよ、これは。あとの金をいくらにするかとか、具体的な条件等は双方決めていったらいいけれども、はっきりここに譲渡しますって書いてます。こんなこと勝手にできるんですか。

それと細かいこと言っていくと、前の移行事業計画添付されてますけれども、6ページに町有財産使用料の免除、これ勝手に決めてるけども、本事業にかかわる町有地等の財産使用料を免除します、免除するんですよ。ただし伝送路設備が使用している電柱の共架料及び私有地の借地料については移行先事業者の負担としますって、勝手にこれ決めてる。

これ、私ら私有地に電柱立てさせてもらってますけども、町民は無料で全部してるんですよ。これ、どうなるんですか、今度、向こうに移行したら。借地料もらえるんですか。そこらもちゃんと確約できてるんですか。そういうことを言うてるんです。そやから勝手に協定結んでもうて、後で文句出てくるというのはいこいの館の二の舞踏むことになるんやないですか。わかってるんですか、その辺が。答弁してくれ。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの西岡議員の御質問と御指摘でございますが、確かにこの協定書の性格をどうするかということは改めて業者の方と私共の方でこれが重大な約束事で、町の財産の譲渡であるとか、そういう住民の権利、義務に係る内容も含んでいることから、これは当然議会の議決を要するものであるということを前提に協議をさせていただきたいと

考えております。そういった1つ1つの内容の吟味といったものが充分できないままこれを進めていき、行き当たったところでまた大きな矛盾が生じ、笠置町あるいは住民の方々に大きな負担を強いることになるということがあっては困りますので、この協定書自体の扱いにつきましては改めて事業者と協議をさせていただき、議会の議決を得られるようなそういう手続きを踏ましていただくように進めたいと、そのように考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。大倉君。

7番（大倉 博君） 副町長、今の西岡さんの関係の続きですけれども、この地方自治法の第237条に財産の管理及び処分ってあるんですよ、御存じだと思っんですけども。そしてもう1つは第238条に公有財産の分類とか書いてます。だから、これは勝手に、議会にやっぱし議決によるとなつとるんですよ。今、西岡議員おっしゃったとおりなんです。これは地方自治法の第237条に具体的に書いてあります。これはだめですよ。そして、この公有財産の範囲、分類というのは第238条に書いてます、明記されています。これだめですよ。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの大倉議員の御指摘でございますが、やはり自治法に定めがございます。それに従って適切に処理をしていく必要があると考えておりますので、しっかりと自治法に則り、処理をさせていただきたいそのように考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

先ほどこの繰越明許につきまして、小林課長からは地方自治法第220条だと、岩崎課長からは第213条だと、答弁が食い違っているということになると思うんですが、そのことについては特に言及がされてませんが、後で第213条に基づくことを岩崎課長が言われましたから、そちらに基づくんであろうというふうにはとらえましたが、この点について説明が食い違っているわけですから、きちっとそこをもう1度回答いただきたいと思います。

議長（杉岡義信君） 答弁は。商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） ただいまの向出議員の御質問にお答えさせていただきます。すいません、私が先ほど笠置町の財務規則でご説明させていただきましたのは、第21条の事故繰越の内容の説明をさせていただきました。私の答弁に誤りがござ

いましたので、岩崎課長の方が内容の訂正ということで答弁をしていただきましたので、私の方が、申し訳ございませんが、事故繰越の内容、またそれに基づく方の自治法上の説明、そちらの方を発言させていただきました。申し訳ございませんでした。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。無いようですのでこれで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。議案第23号、令和元年度笠置町一般会計補正予算（第10号）の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（杉岡義信君） 起立全員です。したがって、議案第23号、令和元年度笠置町一般会計補正予算（第10号）の件は、原案のとおり可決されました。

議長（杉岡義信君） 日程第7、議案第24号、令和元年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第4号）の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第24号、令和元年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第4号）の件について提案理由をご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ156万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億7,015万6,000円とするものでございます。

主な提案内容は、保険給付費の実績見込み額により増額補正でございます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。保健福祉課担当課長。

保健福祉課担当課長（大西清隆君） 議案第24号、令和元年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第4号）の件について御説明させていただきます。

8ページをご覧ください。

まず歳入の説明をさせていただきます。

1款保険料、1項介護保険料で163万5,000円を減額しております。内容につきましては特別徴収、普通徴収、滞納繰越分の3月時点の調定額に合わせた減でございます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金で15万2,000円を計上しております。歳出の保険

給付費の公費負担分でございます。

3款国庫支出金、2項国庫補助金で5,000円計上しております。保険給付費、地域支援事業の公費負担分でございます。

次のページをご覧ください。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金で28万1,000円計上しております。保険給付費、地域支援事業の2号被保険者の負担分でございます。

5款府支出金、1項府負担金で28万3,000円計上しております。これにつきましては保険給付費の府の負担分でございます。

5款府支出金、2項府補助金で3万7,000円減額しております。これにつきましては地域支援事業の府の負担分でございます。

6款繰入金、1項一般会計繰入金で43万8,000円計上しております。これにつきましては町の負担分、給付費の町負担分と事務費でございます。

7款繰越金、1項繰越金で207万8,000円計上しております。これにつきましては保留している財源を充てたものでございます。

次に歳出について説明させていただきます。次のページをご覧ください。

1款総務費、3項介護認定審査会費で30万6,000円計上しております。内容につきましては審査件数の伸びですとか、審査員の研修費用の増によるものでございます。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費で169万2,000円計上しております。3目施設介護サービス給付費では施設入所者の増加によりまして224万2,000円増額しております。これは4月支払い分を見込んでの不足額を補正しているものでございます。

2款保険給付費、2項介護予防サービス等諸費で、次のページをご覧ください。計の欄で30万7,000円減額しております。これにつきましては実績見込みによる減額でございます。

2款保険給付費、3項その他諸費で1万6,000円計上しております。これにつきましても実績見込みによる増でございます。

2款保険給付費、5項高額医療合算介護サービス等費で10万1,000円減額しております。これにつきましても実績見込みによる減額でございます。

次のページに行きまして、2款保険給付費、6項特定入所者介護サービス等費で3万4,000円計上しております。これにつきましても実績見込みによる増額でございます。1目の特定入所者介護サービス費では、施設入所者の増加に伴いまして4万4,000円の

増額をしているところでございます。

3款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費で30万円の減額をしているところでございます。実績見込みによる減でございます。

7款基金積立金、1項基金積立金で22万5,000円計上しております。内容としまして保険者機能強化推進交付金を積み立てるものでございます。事業を実施する際の財源となるものでございます。

介護保険特別会計補正予算の説明は以上でございます。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（発言する者なし）

議長（杉岡義信君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（発言する者なし）

議長（杉岡義信君） これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。議案第24号、令和元年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第4号）の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（杉岡義信君） 起立全員です。したがって、議案第24号、令和元年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第4号）の件は原案のとおり可決されました。

議長（杉岡義信君） 日程第8、議案第25号、令和元年度笠置町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第25号、令和元年度笠置町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件について提案理由をご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ332万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,218万3,000円とするものでございます。

提案内容は、平成30年度療養給付費負担金の精算額確定によります増額補正でございます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。保健福祉課担当課長。

保健福祉課担当課長（大西清隆君） 議案第25号、令和元年度笠置町後期高齢者医療特別会

計補正予算（第2号）の件について御説明させていただきます。

6ページをご覧ください。

歳入から説明させていただきます。

3款繰入金、1項一般会計繰入金で332万7,000円計上しております。内容としましては平成30年度療養給付費の精算分の繰り入れでございます。

次のページをご覧ください。

歳出に移ります。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金で332万7,000円計上しております。内容といたしましては、平成30年度に広域連合の通知によりまして、療養給付費納付金といたしまして約2,650万円納付しておりましたけれども、実績額が平成30年度に納付していた額を上回る額となりましたので、その不足分を今年度で支払うものでございます。後期高齢者医療特別会計補正予算の説明は以上でございます。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（杉岡義信君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。議案第25号、令和元年度笠置町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（杉岡義信君） 起立全員です。したがって、議案第25号、令和元年度笠置町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件は原案のとおり可決されました。

議長（杉岡義信君） 日程第9、決議第1号、新型コロナウイルス感染症対策の迅速かつ総合的な取組を求める決議の件を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。大倉博君。

7番（大倉 博君） 決議第1号、令和2年3月30日、提出者、笠置町議会議員、大倉博、賛成者、西岡良祐、西昭夫、向出健、田中良三、松本俊清。

新型コロナウイルス感染症対策の迅速かつ総合的な取組を求める決議。

上記の議案を、別紙のとおり、地方自治法第112条第1項及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

新型コロナウイルス感染症対策の迅速かつ総合的な取組を求める決議。

日本国内においても流行している新型コロナウイルスによる感染症については、急速な勢いで世界中に拡散し、国際社会を挙げて対策が講じられているが、未だ事態の収束は見通せず、国際的な脅威になっている。

我が国においても、感染者が増加する中、新型コロナウイルス感染症対策本部において、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における全国一斉の臨時休業を要請される事態など、感染拡大の抑制に全力で取組まれているが、未だ予断を許さない状況にある。

こうした中、本町においては、本年3月2日に笠置町新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、笠置町長を先頭に感染拡大防止に全力を挙げて取組んでいただいているところである。

しかしながら感染症の拡がりや、医療機関や介護等の施設、製造業・観光業をはじめとした経済界、また、教育現場等には甚大な影響を及ぼしており、事態収束のためには国、府、医療従事者、事業者、そして住民が一丸となった総合的かつ迅速な対応が強く求められている。

よって、笠置町においては、何よりも住民の命と健康を守ることを最優先に、国、府、関係団体と十分連携しながら、感染拡大の防止対策、住民生活の安心・安全の確保に、迅速かつ全力で取り組むよう強く求めるものである。

笠置町議会においても、住民の安心・安全の確保のため、感染抑制等、事態収束に向け一層取組みを進める。

令和2年3月30日、京都府相楽郡笠置町議会。以上です。

議長（杉岡義信君） 質疑、討論を省略してよろしいか。御異議ありませんか。

（「なし」という者あり）

議長（杉岡義信君） 異議なしと認めます。したがって、質疑・討論を省略します。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。決議第1号、新型コロナウイルス感染症対策の迅速かつ総合的な取組を求める決議の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（杉岡義信君） 起立全員です。したがって、決議第1号、新型コロナウイルス感染症対策の迅速かつ総合的な取組を求める決議の件は原案のとおり可決されました。

議長（杉岡義信君） 日程第10、発議第1号、新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書の件を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。大倉博君。

7番（大倉 博君） 発議第1号、令和2年3月30日、提出者、笠置町議会議員、大倉博、賛成者、西岡良祐、西昭夫、向出健、田中良三、松本俊清。

新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書。

上記の議案を、別紙のとおり、地方自治法第112条第1項及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書。

日本国内においても流行している新型コロナウイルスは、急速に感染範囲を広げ、多くの国と地域において、死者を含め多くの感染者が発生している中、わが国においても感染ルートが明らかでない患者の発生や、一部地域では小規模患者クラスターが把握され、その数は日増しに増加の様相をみせ、予断を許さない状況となっている。

政府は、多数の人が集まるような全国的なスポーツ、文化イベントの中止要請や、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校における臨時休業の要請に加え、感染拡大防止に向け、様々な手段を講じているが、感染の状況が刻々と変化し、国民の暮らしにも深刻な影響を及ぼしているため、早急な対応が強く求められている。

よって、国におかれては、国民の安心・安全を確保するとともに、国民の不安を解消するため、感染の拡大防止に向け、地方自治体と連携・協力し、国民生活への影響を最小限に抑えるよう、以下の対応について全力を挙げて取り組むよう強く求める。

記。

1、新型コロナウイルスに対する国民の誤解や不安を払拭し、冷静な行動を促すためにも正しい情報を迅速かつ積極的に発信すること。また、感染者への徹底した追跡調査を行いつつ、感染者及び感染の可能性のある人等が不当な不利益を被らないよう、最大限の配慮をしながら、正確な情報提供に努めること。

2、PCR検査体制を強化するとともに、感染の拡大防止に最も有効な方法であるワクチンを早急に開発すること。

3、医療機関において適切な対応ができるよう医療体制、必要な医療用マスク、防護服、消毒薬等の確保に万全を期すこと。また、高齢者福祉施設、児童福祉施設等において、必要な感染予防対策がとられるよう迅速な支援を行うこと。

4、マスクや消毒薬等、国民の感染予防に資する衛生資材の安定的な供給体制を早急に確保すること。

5、感染者の流入を防止する観点から、水際対策を更に徹底すること。

6、経済的な影響を大きく受ける中・小規模事業者、個人事業主等に対する支援を徹底するなど、景気後退に備え万全の体制を整備すること。

7、その他、地方自治体及び医療機関が実施する感染症対策への技術的、人的、財政的な支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月30日。

衆議院議長、大島理森殿、参議院議長、山東昭子殿、内閣総理大臣、安倍晋三殿、総務大臣、高市早苗殿、財務大臣、麻生太郎殿、厚生労働大臣、加藤勝信殿、農林水産大臣、江藤拓殿、経済産業大臣、梶山弘志殿、国土交通大臣、赤羽一嘉殿。

笠置町議会議長、杉岡義信。以上です。

議長（杉岡義信君） 質疑、討論を省略してよろしいか。御異議ありませんか。

（「なし」という者あり）

議長（杉岡義信君） 異議なしと認めます。したがって、質疑・討論を省略します。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。発議第1号、新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（杉岡義信君） 起立全員です。したがって、発議第1号、新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書の件は原案のとおり可決されました。

議長（杉岡義信君） 日程第11、委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申し出のとおり、委員会の閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありま

せんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長(杉岡義信君) これで本日の日程は全部終了しました。

西村町長におかれましては、長い間、町政発展にご尽力いただき、誠にありがとうございました。退任後も健康に御留意され、笠置町発展のためなお一層の御支援、御協力を賜りますことをお願い申し上げます。

これで会議を閉じます。

令和2年第1回笠置町議会臨時会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉 会 午後3時22分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 杉 岡 義 信

署名議員 西 昭 夫

署名議員 向 出 健